

**(公財)日本ラグビーフットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明**

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.rugby-japan.jp/jrfu/business>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本ラグビー戦略計画2016-2020」を策定し、ホームページで公表している。</li> <li>・2021年度以降の中長期戦略計画については、現在、理事会、各委員会、事業遂行部の各段階において、役職員から幅広く意見を募った上で、検討と取りまとめを進めており、2021年3月末までにホームページで公表する予定である。</li> </ul>	日本ラグビー戦略計画2016-2020 理事会議事録
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本ラグビー戦略計画2016-2020」を策定し、ホームページで公表している。</li> <li>・2021年度以降の中長期戦略計画については、現在、理事会、各委員会、事業遂行部の各段階において、役職員から幅広く意見を募った上で、検討と取りまとめを進めており、2021年3月末までにホームページで公表する予定である。</li> <li>・人材育成に関する計画として、「日本ラグビー戦略計画2016-2020」の中で、国際人材の育成は、アクションプランの第一に掲げている。具体的には、JOC国際人養成アカデミーへ毎年参加する他、組織改正に合わせて、積極的に外部人材の登用などを行っている。</li> </ul>	日本ラグビー戦略計画2016-2020 理事会議事録
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本ラグビー戦略計画2016-2020」を策定し、ホームページで公表している。</li> <li>・2021年度以降の中長期戦略計画については、現在、理事会、各委員会、事業遂行部の各段階において、役職員から幅広く意見を募った上で、検討と取りまとめを進めており、2021年3月末までにホームページで公表する予定である。</li> <li>・財務の健全性確保に関する計画として、「日本ラグビー戦略計画2016-2020」の中で、財務基盤の強化は重要施策と位置づけ、中期的な財務目標を策定している。2021年度以降の中長期戦略計画においても、同様に中期的な財務目標を策定している。</li> <li>・当年度については、事業計画と収支予算を、ホームページで公表している。</li> </ul>	日本ラグビー戦略計画2016-2020 理事会議事録 事業計画 収支予算
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「役員等候補者の選考に関するガイドライン」の中で、外部理事の目標割合は25%以上、女性理事の目標割合は40%以上と定めると共に、この目標に向けて、目標割合を達成するまでの間、各改選時には、改選前の外部理事の員数を上回る外部理事候補者及び改選前の女性理事の員数を上回る女性理事候補者を選考することとしている。合わせて、これらの目標割合は、2028年6月の理事改選時までに達成することとしている。</li> <li>・理事の構成については、「役員等候補者の選考に関する規程」において、ラグビーフットボール、ラグビーフットボール以外のスポーツ、経営全般、法律、会計、財務、国際情勢などの分野における具体的な専門性を明確にすると共に、これらの専門性に偏りが生じないように定めている。</li> </ul>	役員等の選任に関する規程 役員等候補者の選考に関する規程 役員等候補者の選考に関するガイドライン 役員名簿
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「役員等候補者の選考に関するガイドライン」の中で、外部評議員の目標割合は25%以上、女性評議員の目標割合は40%以上と定めると共に、この目標に向けて、目標割合を達成するまでの間、各改選時には、改選前の外部評議員の員数を上回る外部評議員候補者及び改選前の女性評議員の員数を上回る女性評議員候補者を選考することとしている。合わせて、これらの目標割合は、2029年6月の評議員改選時までに達成することを目標としている。</li> <li>・評議員の構成については、「役員等候補者の選考に関する規程」において、ラグビーフットボール、ラグビーフットボール以外のスポーツ、経営全般、法律、会計、財務、国際情勢などの分野における具体的な専門性を明確にするとともに、これらの専門性に偏りが生じないように定めている。</li> </ul>	役員等の選任に関する規程 役員等候補者の選考に関する規程 役員等候補者の選考に関するガイドライン 評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスリート委員会は専門委員会に位置づけており、活動内容等については、理事会への報告義務を有している。</li> <li>・2020年度は委員会の開催を含む十分な活動ができなかったが、2021年度は、性別や競技種目など十分に考慮した上で委員を選出し、定期的に委員会を開催する予定である。</li> </ul>	組織規程 アスリート委員会規程 アスリート委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「定款」において、理事は12名以上26名以内、監事は2名以内と規定しており、現在は理事24名、監事2名と適正な規模である。</li> <li>・理事の構成については「役員等候補者の選考に関するガイドライン」において定めている。</li> <li>・理事会は、8月を除き毎月1回、定期開催している。又、急を要する場合には臨時理事会を開催している。理事・監事の出席率は総じて90%を超えており、十分に実効性も保たれている。</li> </ul>	定款 役員等候補者の選考に関するガイドライン 役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「役員等候補者の選考に関する規程」において、理事については就任時満70歳未満、監事については満72歳未満であることを定めている。</li> </ul>	役員等候補者の選考に関する規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「役員等候補者の選考に関する規程」（当該条項は、2020年10月21日、第8回理事会において改正承認、2021年3月27日開催の評議員会にて審議予定）において、以下の通り、再任回数の上限を定めている。</li> <li>①理事監事候補者選考委員会は、理事候補者及び監事候補者を選考するにあたり、既に連続して5期以上理事として在任している者でないこと、又は過去に連続して5期以上理事として在任したことのある者にあっては、理事を退任してから4年以上経過していること。（第8条1項3号）②理事監事候補者選考委員会は、その者の理事としての実績などを客観的に評価して、日本ラグビーフットボール協会の組織運営及び業務執行上、その者に新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めさせることができると特別の事情があると認める時は、既に連続して5期以上理事として在任している者、又は過去に連続して5期以上理事として在任したことのある者であって、理事を退任してから4年を経過していない者を理事候補者とすることができる。この場合、理事監事候補者選考委員会は、その者を理事候補者とする特別の事情を付して理事会に答申しなければならない、と定めている。（第8条2項）10年超の期間を定めていないが、その理由は以下の通り。①日本ラグビーの世界における地位向上のため、日本からWorld Rugby（WR）のExecutive Committee（役員）を輩出することを目指している。WRの役員となるためにはWRのCouncil Member（評議員）として相当期間の貢献が必要となっており、WRの評議員を務めるためには当協会の理事である必要がある。</li> <li>②一方、10年超在任のためには、独立性を徹底的に高めた理事監事候補者選考委員会において、理事ごとに10年超在任の特別の事情があるかどうかについて慎重かつ厳しい判断を必要とする。</li> </ul> <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 2019年6月に選任された現在の理事のうち1名は、すでに理事として連続5期を超えて在任している。従って、次回改選時（2021年6月）には上記規程に鑑み、特別の事情の有無等について十分な検討を行うこととしている。</p>	役員等候補者の選考に関する規程 役員名簿
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員等候補者選考委員会を設置している。</li> <li>・「役員等候補者の選考に関する規程」において、役員等候補者選考委員会における役員候補者等の決定が、理事会等の他の機関から独立して行われるよう、選考委員会構成員の外部性を徹底している。また、役員等候補者選考委員会構成員の多様性を確保するため、外部有識者・女性を複数名配置している。また、委員は自らを役員候補者とする決議に参加することができないことを定めている。</li> <li>・「役員等候補者の選考に関する規程」は2020年度に制定したため、次回の理事改選時（2021年6月、選任は4～5月頃）に初めて役員等候補者選考委員会の構成員を選任する。</li> </ul>	役員等候補者の選考に関する規程
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程として、「服務規程」「倫理及び処分規程」「就業規則」を整備している。		服務規程 倫理及び処分規程 就業規則
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、「評議員会運営規程」「理事会運営規程」「役員等の選任に関する規程」「支部に関する規程」「組織規程」「服務規程」を整備している。</li> </ul>	評議員会運営規程 理事会運営規程 役員等の選任に関する規程 支部に関する規程 組織規程 服務規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・法人の業務に関する規程として、「チーム登録等に関する規程」「選手の移籍に関する規程」「育成費に関する規程」「代理人に関する規程」「商業広告への出演等に関する規程」「付随的事業に関する規程」「日本代表選手に関する規程」「マッチオフィシャルに関する規程」「ラグビー指導者に関する規程」「トップリーグ加盟会費に関する規程」「スクラム・ジャパンプログラムに関する規程」「寄附金等取扱規程」「JRFUメンバーズクラブに関する規程」「謝金支給規程」「日本代表出張旅費規程」「登録者見舞金規程」「選手登録料に関する規程」「アンチ・ドーピング規程」「JRFU表彰制度に関する規程」「手当てに関する特別内規」「選手の服装に関する規程」を整備している。	チーム登録等に関する規程 選手の移籍に関する規程 育成費に関する規程 代理人に関する規程 商業広告への出演等に関する規程 付随的事業に関する規程 日本代表選手に関する規程 マッチオフィシャルに関する規程 ラグビー指導者に関する規程 トップリーグ加盟会費に関する規程 寄附金等取扱規程 JRFUメンバーズクラブに関する規程 スクラム・ジャパンプログラムに関する規程 賛助会員に関する規程 謝金支給規程 日本代表出張旅費規程 登録者見舞金規程 選手登録料に関する規程 アンチ・ドーピング規程 JRFU表彰制度に関する規程 手当てに関する特別内規 選手の服装に関する規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・法人の役員の報酬に関する規程として、「常勤役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程」「役員国内出張旅費規程」「役員海外出張旅費規程」「役員慶弔金規程」「役員交通費支給特別規程」「役員等の年会費に関する規程」を整備している。 ・法人の職員の報酬に関する規程として、「就業規則」の別表で、賃金規程、退職金規程を整備している。	常勤役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程 役員国内出張旅費規程 役員海外出張旅費規程 役員慶弔金規程 役員交通費支給特別規程 役員等の年会費に関する規程 就業規則
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・法人の財産に関する規程として、「会計処理規程」「財産管理基準及び運用方針」「収入管理及び経費支払に関するガイドライン」「委員会予算執行基準」「RWC2019 レガシー実行特別委員会資金管理等規程」を整備している。	会計処理規程 財産管理基準及び運用方針 収入管理及び経費支払に関するガイドライン 委員会予算執行基準 RWC2019 レガシー実行特別委員会資金管理等規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・財政的基盤を整えるための規程として、「寄附金等取扱規程」「JRFUメンバーズクラブに関する規程」「スクラム・ジャパンプログラムに関する規程」「賛助会員に関する規程」「RWC2019 レガシー実行特別委員会資金管理等規程」を整備している。	寄附金等取扱規程 JRFUメンバーズクラブに関する規程 スクラム・ジャパンプログラムに関する規程 賛助会員に関する規程 RWC2019 レガシー実行特別委員会資金管理等規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・各カテゴリー代表選手の選考に際しては、ヘッドコーチの評価に加え、コーチングスタッフの推薦を以て、合意形成を図り、ヘッドコーチが最終決定を行う体制を整備することにより、公平かつ合理的に実施している。 ・選手の権利保護に関する規程として、「アスリート委員会規程」「選手の移籍に関する規程」「代理人に関する規程」「商業広告の出演等に関する規程」「日本代表選手に関する規程」を整備している。	アスリート委員会規程 選手の移籍に関する規程 代理人に関する規程 商業広告の出演等に関する規程 日本代表選手に関する規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程として、「マッチオフィシャルに関する規程」を整備している。 ・この中で、審判資格は日本協会技術部門マッチオフィシャルグループの推薦に基づき、理事会が審査を行い、認定を行っている。又、マッチオフィシャルは、原則として試合の主催者が決めており、公平かつ合理的な選考が行われている。	マッチオフィシャルに関する規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	・理事、監事、ガバナンス委員会、コンプライアンス委員会、総務委員会、規律委員会に弁護士を配置し、適切な相談ルートを確保している。 ・所管外の事項については、顧問弁護士と連携して、日常的に相談や問い合わせができる体制を確保している。	員名簿 ガバナンス委員会名簿 コンプライアンス委員会名簿 総務委員会名簿 規律委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会は専門委員会に位置づけており、活動内容については、理事会への報告義務を有している。</li> <li>・2020年度は1-2ヶ月に1回の頻度で委員会を開催している。同委員会の業務目的については、「組織規程」に定めている。</li> <li>・女性委員については、2021年度中に配置を行う予定である。</li> </ul>	組織規程 コンプライアンス委員会名簿 コンプライアンス委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会の構成員には、弁護士2名、公認会計士1名、他NF役員及び行政官経験者などの有識者を配置している。</li> </ul>	コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NF役員向けのコンプライアンス研修として、2019年8月、2020年9月にそれぞれ実施した。今後も毎年1回程度の実施を予定している。</li> <li>・NF職員向けのコンプライアンス研修として、日本能率協会のeラーニングシステムの受講を必須としている。今後も毎年1回程度の実施を予定している。</li> </ul>	NF役員向け研修資料 NF職員向け研修資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップリーグについては、新人研修時にコンプライアンス研修を実施している。今後も毎年1回程度の実施を予定している。</li> <li>・代表選手及び指導者については、代表活動時にコンプライアンス研修を実施している。2020年度については、15人制女子、7人制男子、7人制女子は、それぞれ実施したが、15人制男子は代表活動が行われていないため実施していない。今後も代表活動時、毎年1回程度の実施を予定している。</li> </ul>	トップリーグ選手向け研修資料 代表選手及び指導者向け研修資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A級レフリー向けのコンプライアンス研修は、トップリーグ終了後（2021年5月）のラップアップ研修会において実施する予定である。B級・C級のレフリーに関しては、安全インテグリティ推進講習会（2021年3月）において実施する予定である。今後も毎年1回程度の実施を予定している。</li> </ul>	審判員向け研修資料
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律については、理事、監事、ガバナンス委員会、コンプライアンス委員会、総務委員会、規律委員会に弁護士を配置し、専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。</li> <li>・税務、会計等については、監事、監査委員会に税理士、公認会計士を配置するとともに外部監査を依頼しており、専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。</li> <li>・所管外の事項については、顧問弁護士からのサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。</li> </ul>	組織規程 役員名簿 ガバナンス委員会名簿 コンプライアンス委員会名簿 総務委員会名簿 規律委員会名簿 契約書類

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・2020年7月1日付けで内部監査室を設置した。財務、経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守するため、内部監査室による監査、監事による監査、外部監査法人による監査の三様監査体制を整備している。	定款 会計処理規程 財産管理基準及び運用方針 監事名簿 監査報告書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドラインを遵守するため、「助成金交付要綱」「助成金実施要領」に基づいた「会計処理規程」「倫理及び処分規程」を定めている。 ・その上で、監事及び外部監査法人による監査を受けると共に、期中においても適切な処理を行っているかどうか、監査委員会による監査を行っている。 ・「倫理及び処分規程」の中で、補助金等の処理に関する不正を禁じており、違反した場合には懲戒処分の対象としている。	会計処理規定 倫理及び処分規程 助成金交付要綱 助成金実施要領
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・財務情報等として、法令に基づき、2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日、又は2020年3月31日時点）における貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録と2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における収支予算をホームページで公表している。	貸借対照表 正味財産増減計算書 正味財産増減計算書内訳書 財務諸表に対する注記 附属明細書 財産目録 収支予算
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・各カテゴリー代表選手の選考に際しては、ヘッドコーチの評価に加え、コーチングスタッフの推薦を以て、合意形成を図り、ヘッドコーチが最終決定を行う体制を整備することにより、公平かつ合理的に実施している。 ・代表選手の選考結果についてはホームページで公表している。	代表選手に関するニュース
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	・ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等として、自己説明に関する資料を2021年2月末までにホームページで公表する予定である。	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理するため「服務規程」を整備している。 ・「利益相反取引管理規程」「利益相反ポリシー」「利益相反取引の解説」は2021年4月施行予定である。	服務規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理するため「服務規程」を整備している。</li> <li>「利益相反規程」「利益相反ポリシー」「利益相反事例の解説」は2021年4月施行予定である。</li> <li>「利益相反ポリシー」及び「利益相反事例の解説」の中で、どういった取引が利益相反関係に該当するのか、どういった価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきかについて、現実に生じ得る具体的な例を示す予定である。</li> <li>利益相反取引該当性を定めるに当たっては、理事が所属する他の企業・団体、理事の近親者等の形式的な基準に加えて、理事が懇意とする取引先等、当該NFにおいて想定される「利益相反的関係」を有する者（関連当事者）についても、実情に照らし適切に該当範囲に含めている。</li> </ul>	服務規程
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報制度として、「インテグリティ相談窓口設置規程」に基づき、インテグリティ相談窓口を設け、連絡先等についてホームページで公表している。又、同規程の中で、通報内容の秘密保持・情報管理、相談者に対する不利益取り扱いの禁止を定めている。</li> <li>全登録チームを対象に年1回開催している安全・インテグリティ推進講習会において、インテグリティ相談窓口について紹介を行っている。</li> <li>今後に向けて、できるだけ利用しやすくなるよう、通報方法の拡大や相談窓口に男女双方を配置することなどについても検討したい。</li> </ul>	インテグリティ相談窓口設置規程
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報制度として、「インテグリティ相談窓口設置規程」に基づき、インテグリティ相談窓口を設け、連絡先等についてホームページで公表している。その中で、外部の弁護士が相談を受けること、並びに当該弁護士は法律及び規則に基づき守秘義務を負っていることを周知している。</li> </ul>	インテグリティ相談窓口設置規程 インテグリティ相談窓口体制
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続については、「倫理及び処分規程」を整備し、ホームページで周知している。</li> <li>「倫理及び処分規程」の中で、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容、及び処分に至るまでの手続を定めている。又、処分審査に際しては、処分対象者に対して聴聞（意見聴取）の機会を設けることを定めている。又、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等については、処分対象者に対して書面にて周知することを定めている。</li> </ul>	倫理及び処分規程
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分審査を行うため、規律委員会を設置している。規律委員会は諮問委員会に位置づけており、審査内容などについては、理事会への報告義務を有している。</li> <li>規律委員会は、弁護士、公認会計士を中心とした外部有識者で構成されており、中立性及び専門性を有している。</li> </ul>	組織規程 倫理及び処分規程 規律委員会名簿 規律委員会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・「倫理及び処分規程」の中で、NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。	倫理及び処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・「倫理及び処分規程」の中で、処分対象者に対して、処分の決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立てを行うことができる旨、及びその申立て期間を通知することを定めている。	倫理及び処分規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・主に試合会場等におけるリスク（事件・事故・天災等）発生時の対応については、大会及び会場ごとに会場運営マニュアルを整備している。 ・有事のための危機管理体制を事前に構築するため、「危機管理マニュアル」を策定している。2021年度施行予定である。	会場運営マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・この自己説明書類提出時から過去4年間以内に不祥事は発生していない。 ・不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築するため、「倫理及び処分規程」に調査体制・手続きについて定めている。	倫理及び処分規程
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・この自己説明書類提出時から過去4年間以内に不祥事は発生していない。 ・危機管理及び不祥事対応時の外部調査委員会として、規律委員会を設置している。規律委員会は諮問委員会に位置づけており、審査内容などについては、理事会への報告義務を有している。 ・規律委員会は、弁護士、公認会計士を中心とした外部有識者で構成されており、独立性、中立性及び専門性を有している。	組織規程 規律委員会名簿 規律委員会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うため、「加盟団体規程」を整備している。その中で、地方協会の権限、届出義務を定めている。</li> <li>・「加盟団体規程」は2021年4月施行予定である。</li> <li>・地方組織等の組織運営及び業務執行についての指導、助言、支援については、2021年度以降、「加盟団体規程」をベースに具体的な仕組み、やり方について検討していく予定である。</li> </ul>	
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「加盟団体規程」は2021年4月施行予定である。</li> <li>・地方組織等の運営者に対する情報提供や支援の場として、2021年3月に運営に関わる研修会を実施する予定である。</li> </ul>	